



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） ..... 1
- 沖縄県文化芸術振興基金条例（文化振興課） ..... 2

### 規 則

- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） ..... 3

### 公布された条例のあらまし

#### ○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 自動車税環境性能割の減免申請手続において、運転免許に係る情報が記録された個人番号カードの提示により申請書の記載事項を確認できるようにすることとした。（第139条の12関係）
- 2 自動車税種別割の減免申請手続において、運転免許に係る情報が記録された個人番号カードの提示により申請書の記載事項を確認できるようにすることとした。（第146条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。（第146条関係）
- 4 この条例は、令和7年3月24日から施行することとした。（附則）

#### ○ 沖縄県文化芸術振興基金条例（条例第2号）

- 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第1条から第7条まで）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

## 条 例

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県条例第1号

### 沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第139条の12第3項中「運転免許証を提示し」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項の運転免許証（第146条第2項において「運転免許証」という。）又は同法第95条の2第4項の免許情報記録個人番号カード（第146条第2項において「免許情報記

録個人番号カード」という。)を提示するものとし、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報(第146条第2項において「特定免許情報」という。)を確認するために必要な措置を受け」に改める。

第146条第1項第5号中「(昭和35年法律第105号)」を削り、同条第2項中「を提示し」を「又は免許情報記録個人番号カードを提示するものとし、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受け」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。

---

沖縄県文化芸術振興基金条例をここに公布する。

令和7年3月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県条例第2号

### 沖縄県文化芸術振興基金条例

(設置)

**第1条** 文化芸術の振興を図ることを目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、沖縄県文化芸術振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 伝統的な文化の継承及び発展を図るための事業の費用の財源に充てるとき。
- (2) 文化芸術に係る人材の養成等のための事業の費用の財源に充てるとき。
- (3) 文化芸術活動の充実を図るための事業の費用の財源に充てるとき。
- (4) 文化芸術の活用を図るための事業の費用の財源に充てるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興を図るための事業の費用の財源に充てるとき。

(規則への委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第3号

#### 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第49条の6第2号オを次のように改める。

オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項の運転免許証（次号及び第54条第2項第5号において同じ。）の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件又は同法第95条の2第4項の免許情報記録個人番号カード（次号及び第54条第2項第5号において同じ。）に記録された同法第95条の2第2項に規定する免許情報記録（次号及び第54条第2項第5号において同じ。）の番号及び有効期間の末日並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件

第49条の6第3号オ及び第54条第2項第5号中「その条件」の次に「又は免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録の番号及び有効期間の末日並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件」を加える。

第163号様式の2中

運転免許証の 番 号
運転免許証の 交付年月日
運転免許証の 有効期限

を

運転免許証又は免許 情報記録の番号
運転免許証の 交付年月日
運転免許証の有効期 限又は免許情報記録 の有効期間の末日

に改める。

第163号様式の3（裏）中

運 転 免 許 証 の 番 号
運転免許証の交付年月日
運転免許証の有効期限

を

運転免許証又は免許情報 記 録 の 番 号
運転免許証の交付年月日
運転免許証の有効期限 又は免許情報記録の 有効期間の末日

に改める。

第164号様式中

運転免許証 番 号
--------------

を

運転免許証又は 免許情報 記録の番号
--------------------------

に、

「福 祉 事 務 所 長  
 町 村 長  
 沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課長  
 保 健 所 長」

「福 祉 事 務 所 長  
 町 村 長  
 沖縄県生活福祉部保護・援護課長  
 保 健 所 長」  
 に改める。

第164号様式の2中

「福 祉 事 務 所 長  
 町 村 長  
 沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課長  
 保 健 所 長」

を

「福 祉 事 務 所 長  
 町 村 長  
 沖縄県生活福祉部保護・援護課長  
 保 健 所 長」

に、

運転免許 証の番号
--------------

を

運転免許証又は 免許情報 記録の番号
--------------------------

に改める。

第173号様式中

運転免許証の 番 号
運転免許証の 交付年月日
運転免許証の 有効期限

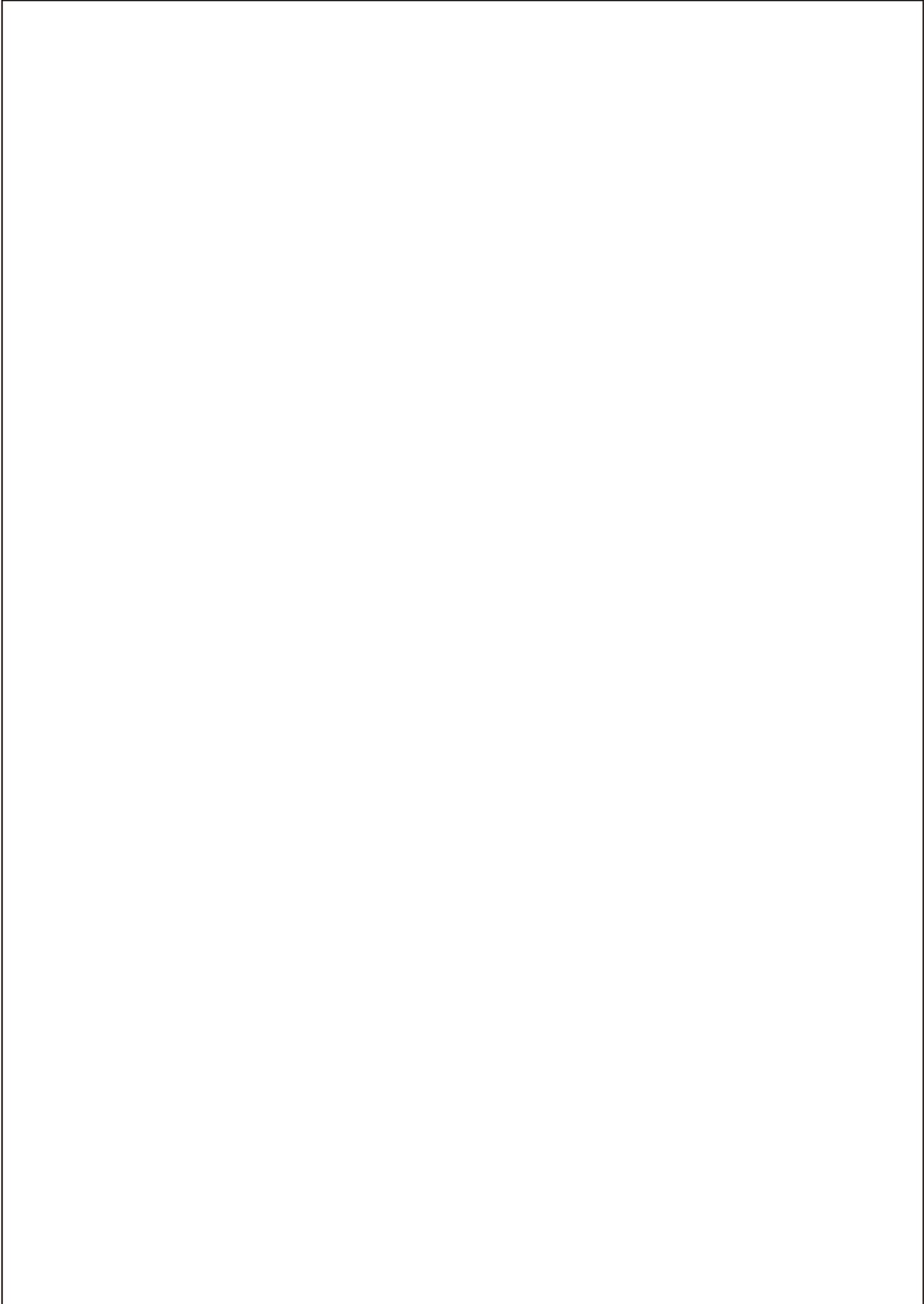
を

運転免許証又は免許 情報記録の番号
運転免許証の 交付年月日
運転免許証の有効期 限又は免許情報記録 の有効期間の末日

に改める。

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。



<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--